

消費税非課税制度の問題点

糟 谷 修

1. 本稿の目的と概要

わが国において消費税という税目は、昭和63年12月の税制の抜本的な改革の大きな柱の一つとして創設され、平成元年4月1日より3%の税率で施行された。現在は税率8%、平成31年10月からは10%での課税（一部は8%）が予定されていて、今や消費税は所得税に次ぐ税収を賄う基幹税である¹。

消費税の納税義務者は「事業者」であるが負担者は国内で消費を行う消費者であり、「事業者」は消費税の負担を行わないことを原則としている。

消費税は制定以前より様々な政治的な駆け引きに晒されてきた。政府は従来その導入を強く求めるためもあり、一定の取引に関して「非課税取引」として消費税を課さないという制度を導入してきた。ところがその「非課税取引」によって消費税負担がないどころか相当程度の事実上の消費税負担が発生し、なおかつその発生が「目に見えない」、すなわち税負担が隠されている、という問題が生じてしまっている。

消費税の「非課税」により上記のような問題が生ずることは、専門家や企業のベテラン経理担当者などにとっては極々当然のことと受け止められてはいるようではあるが、それ以外の一般の人々にとっては、税を課さないはずの「非課税」によって事実上の税が課され税収が確保されているという事実を理解することは困難であるかと思う。今後日本の財政にとって消費税は益々重要度が高まり、したがって税率も上がっていくだろうことは想像に難くない。

消費税の負担者は消費者であり日々の消費活動そのものが国家財政を支えていると言っても過言ではない。この消費税制度に「根本的な誤解」があっては税制としては不健全である。

本稿では、現在の消費税、特に非課税制度のどこに問題があるかを検討し、いかなる制度改正を行えば本旨に合致した制度になるかとの点につき、私なりの改正試案を示したいと思う。

2. 消費税制の概要

2.1 消費税の課税対象

消費税は「国内」で「消費者」が「財貨やサービス」を「消費」する行為に対して課税され

るものである。本来であれば、例えばペットボトルのお茶を買った消費者がその購入したペットボトルのお茶を飲む瞬間に、その飲んだすなわち消費したお茶に相当する値段の8%をその都度税務署に報告しかつ納税するべきものであるはずである。

しかしそれは不可能であるため、わが国の消費税法では、その消費者が消費をする直前、あるいは少し前のタイミングである、事業者が消費者に財貨やサービスを販売するときに、間もなく消費者の消費が起こるはずだから消費税を課税してしまおうという規定が用意された。

消費税は原則として国内におけるすべての財貨・サービスの販売・提供等を課税対象とし、規定上は、「国内において」「事業者が事業として」「対価を得て行う」「資産の譲渡・貸付及び役務の提供（以下資産の譲渡等）」を行ったときに課税される、とされている。

すなわち、日本国内で業者から物を買ったり、サービスを受けたりした場合にその代金の8%の消費税が課せられるものである。例えば、消費者が商店で1,000円の買い物をすれば、80円の消費税を負担することになっている。

その他、国内取引との税負担のバランスを取るため輸入取引にも消費税が課せられている。この場合は輸入をする者が、直接税関へ消費税を納付する。この輸入をする者は事業者に限らず消費者も含まれる。もしここから事業者でない消費者を除外すると、消費者が自ら海外に出かけて物品を購入し日本に持ち帰って自ら国内で消費する場合、その国内での消費に対して消費税を課すタイミングを逸してしまうからである。

事業者が財貨やサービスを提供する場合、その相手が最終消費者か事業者かはわからないことが多いために、事業者が財貨やサービスを販売する際には相手が誰であっても販売の際には代金とともに対応する消費税を預かり、その預かった消費税に対して責任を持って国庫へ納付することになる。本来消費税の負担者ではない事業者が仕入先などに支払をした消費税は、自らの消費税申告計算において、納税する消費税から差し引いて申告する。このように事業者は消費税の負担をしないような仕掛けが施されている。

2.2 消費税の国庫への納付状況

2.1で述べた消費税は、どのような過程を経て国庫へ納付されるのだろうか？ ごく簡単にその流れを示したのが次の図1である。

消費者が負担した消費税は、各事業者を通じて国庫へ納付されることになる。各事業者は一定期間（通常1年）の間に他の事業者や消費者より支払を受けた「売上に係る消費税額」から税の累積を排除するため、他の事業者に対し仕入の際に支払った税額を控除する「仕入税額控除」を行って、自らが国庫へ納付する消費税を算定する。具体的には以下の通りである。

消費者が負担した消費税は、小売業者が預かる形となる。小売業者は消費者から預かった8,000円を国に納付するのではなく、卸売業者へ消費税として5,600円支払っているため、自らが国へ納付する消費税は、 $8,000円 - 5,600円 = 2,400円$ である。

卸売業者は小売業者に対して70,000円の売上があり、5,600円の消費税を小売業者から預

かっている。一方、製造業者から50,000円の仕入があり、その際4,000円の消費税の支払を既に済ませているので、自ら消費税として国に納付するのは、5,600円-4,000円=1,600円ということになる。

このように消費者が負担した8,000円の消費税は、各事業者の手によって国庫へ納められることになる。

勿論、これは消費税の原理を表したものであり、実際の取引では消費者が負担した消費税が国庫に納付されたか否かを検証することは不可能である。ただ、理屈として国庫に納付されているはずだ、ということはあるだろう。

消費税は原則として事業者は負担せず、最終消費者が負担するものである。今後、税率が8%から10%あるいは20%になったとしても、事業者の利益は1円も変わらないはずである。もっとも現実的には、税率が上がれば消費者の購買量そのものが減少し、事業者の売上減に伴

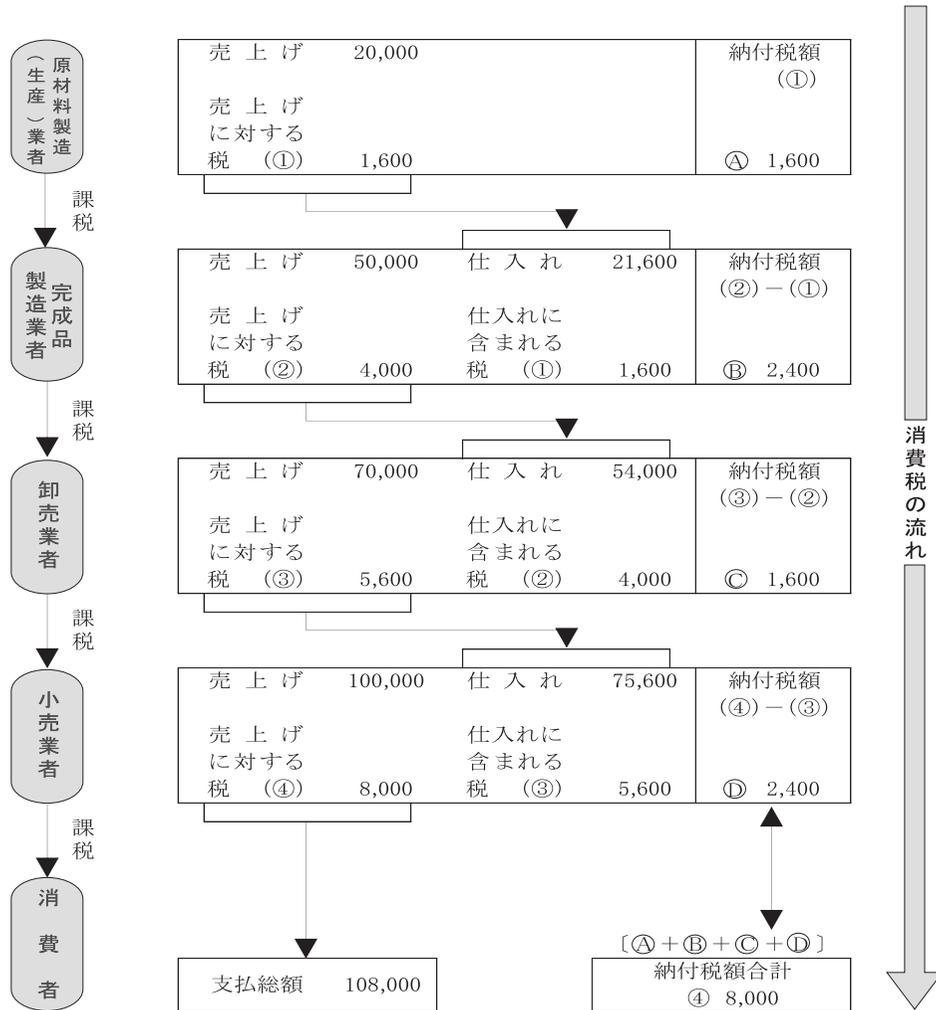


図1 消費税の仕組み

(出典：吉沢浩二郎編著『図説 日本の税制 平成30年度版』、財経詳報社 195頁)

う利益の減少を招くことになるであろうが。

いずれにしても消費税は税率が何%になろうとも消費者が負担した税が過不足なくすべて国庫に入ることを人々が信じることによって成り立っているのである。

3 課税、免税、非課税、不課税とは

2.1で述べた通り、消費税は原則として国内におけるすべての財貨・サービスの販売・提供等を課税対象としている。消費税の世界では、事業者が行う取引を「課税」、「免税」、「非課税」、「不課税²」に分類している。消費税が課される取引を「課税」と言い、消費税が課されない取引には「免税」「非課税」「不課税」がある。

また「国内において」「事業者が事業として」「対価を得て行う」「資産の譲渡等」のすべてに該当する取引には消費税の課税対象とされることになるが、この4条件のすべてを満たすものには「課税」「免税」「非課税」の取引があり、この4条件の一つでも満たさないものは「不課税」の取引とされる³。

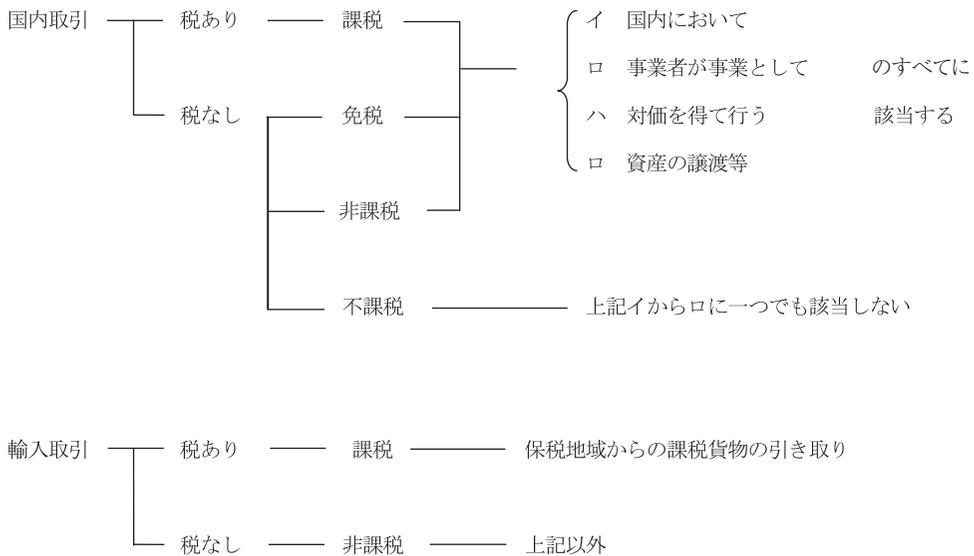


図2 課税・免税・非課税・不課税

何だかとても混乱しそうでであるが、それぞれごく簡単な取引事例を用いてその違いを説明することにする。当社Aは仕入先Bから本体700の商品を仕入れ、消費者Cに本体1,000で販売し、AもBも1年間の取引はこれだけであると仮定する。それぞれの場合の消費税の国庫に納められる金額と、消費税が各事業者の「利益」に及ぼす影響について検討してみる。

3.1 課税取引

課税取引

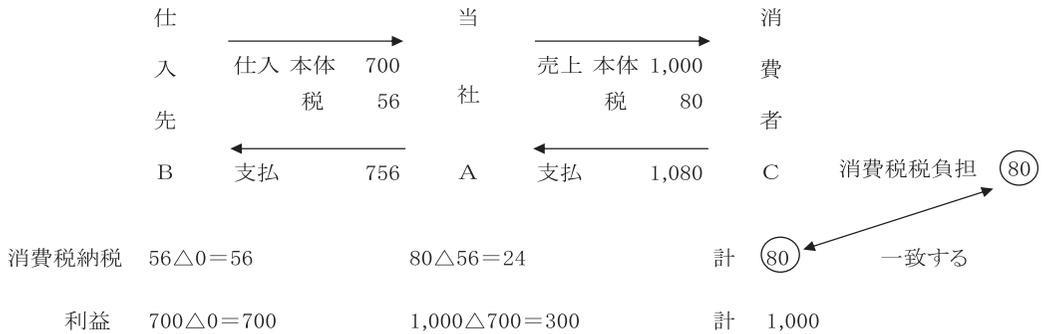


図3 負担と納税：課税取引

Aの消費税としての国庫への納税は $80 - 56 = 24$ である。利益は $1,000 - 700 = 300$ となる。Bの消費税としての国庫への納税は $56 - 0 = 56$ である。利益は $700 - 0 = 700$ である。

消費者Cが負担した消費税80はAにより24、Bにより56の計80が国庫に納められることになる。最終消費者の負担額と国庫への納税額が一致することになる。

3.2 輸入取引

輸入取引

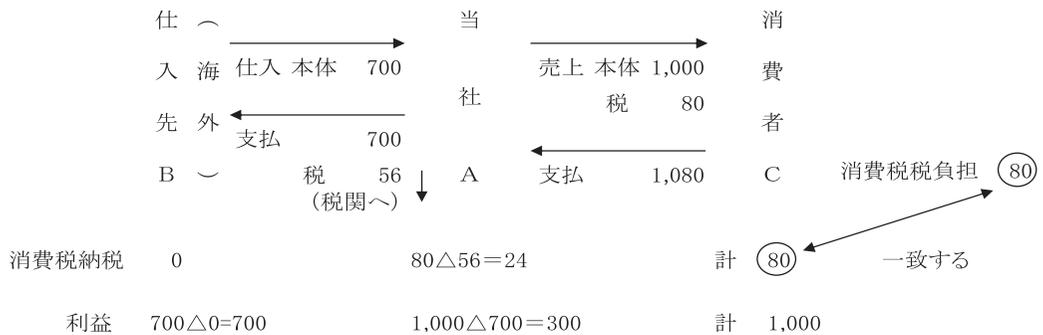


図4 負担と納税：輸入取引

仕入先Bは海外事業者である。当社は商品を輸入する際に税関へ消費税として56を支払う。Aの消費税としての国庫への納税は、輸入時の税関への納付以外には $80 - 56 = 24$ である。利益は $1,000 - 700 = 300$ となる。Bは消費税としての国庫への納税は0である。利益は $700 - 0 = 700$ である。

消費者Cが負担した消費税80はAにより輸入時以外に24、輸入時に税関に支払った56の計80が国庫に納められることになる。最終消費者の負担額と国庫への納税額が一致することになる。

3.3 免税取引

免税取引(輸出取引)

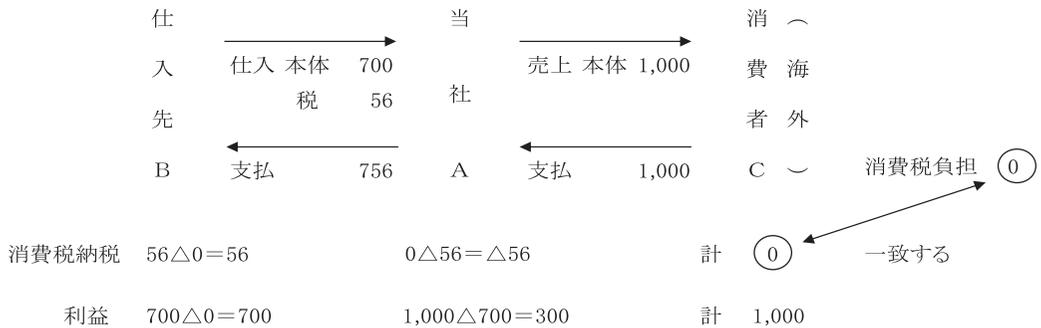


図5 負担と納税：免税取引

消費者Cは海外にいる。海外への輸出は消費税免税となり消費者には税負担が発生しない。Aの消費税としての国庫への納税は $0 - 56 = \triangle 56$ 、つまり56の還付を受けることになる。利益は $1,000 - 700 = 300$ となる。Bの消費税としての国庫への納税は $56 - 0 = 56$ である。利益は $700 - 0 = 700$ である。

消費者Cが負担した消費税は0であり、消費税の国庫への納付はAにより $\triangle 56$ つまり56の還付を受けていて、Bにより56の納税、すなわち消費税の国庫への納税は0である。最終消費者の負担額と国庫への納税額が一致している。海外にいる最終消費者は消費税の負担が発生していない商品を購入することができることになる。

3.4 非課税取引

非課税取引

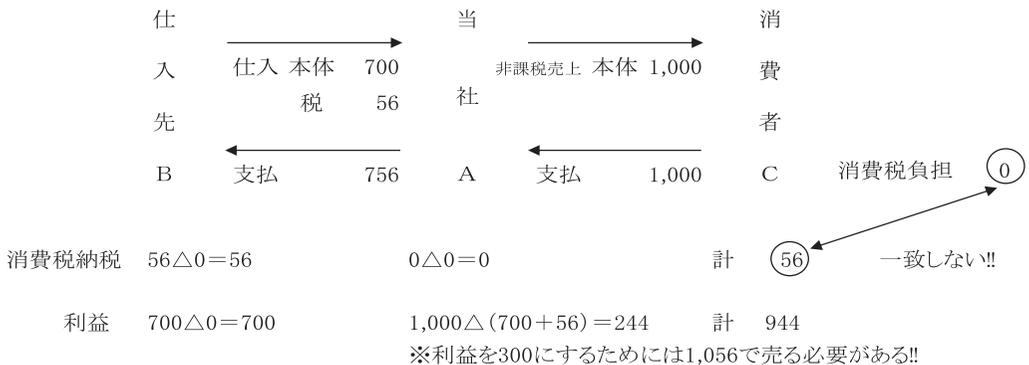


図6 負担と納税：非課税取引

ところが非課税取引となると上記の3種類の取引とはいささか様相が異なってくる。

消費者Cへの販売は非課税の取引であるため、消費者の消費税負担はない、はずである。少なくとも消費者に消費税としての税負担を求めることはできない。当社の消費税としての国庫への納税は、 $0-56=\triangle 56$ ではなく $0-0=0$ である（これについては次章で説明する）。利益は $1,000-(700+56)=244$ となる。Bの消費税としての国庫への納税は $56-0=56$ である。利益は $700-0=700$ である。

消費者Cが負担した消費税は0であるがAにより0、Bにより56の計56の消費税が国庫に入ってしまうことになる。非課税取引については最終消費者の負担額と国庫への納税額が一致しない。最終消費者の税負担がないのにもかかわらず税負担が発生してしまう。

もしAが300の利益を確保しようとするならば、Cへの譲渡代金を1,056に設定する必要がある、消費者にとっては56の「目に見えない消費税負担」が発生してしまうことになる。

次章において非課税取引のメカニズムをもう少し詳しく説明することにする。

4. 非課税規定

4.1 消費税非課税とは

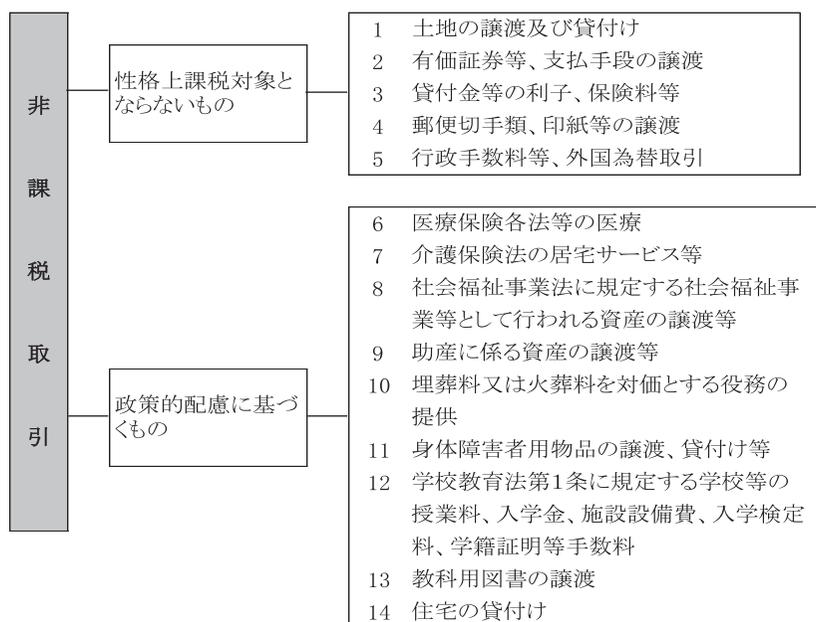


図7 非課税取引の内容

（出典：吉沢浩二郎編著『図説 日本の税制 平成30年度版』、財経詳報社 201頁 筆者一部除筆）

消費税は原則として国内におけるすべての財貨・サービスの販売・提供等を課税対象として

いる。しかしこれらの財貨・サービスの中には、消費に対して負担を求める税の性格上課税対象とならないものと、政策的配慮に基づき課税とすることが不相当と考えられるものがあり、これらは非課税取引として消費税を課さないこととしている。政策上の配慮に基づく非課税取引については、消費一般に広く負担を求めるという消費税の建前から極めて限定されている。

性格上課税対象とならないものとしては、例えば土地の譲渡があげられる。土地はほぼ永久に消滅しないもので、消費者は購入した土地を「消費」することはあり得ない、という理屈からきている。だから消費者の消費の瞬間に本来課税が発生するべきところ課税技術的な観点から消費者の消費の少し前である事業者による消費者への資産の譲渡時を捉えて課税する消費税の規定では、消費者の消費が起らない以上課税をしない、ということである。

政策的配慮に基づくものには、例えば社会保険診療があげられる。社会保険診療というのは、病院などが保険証を使って行う診療などである。診療というのは本来国内における消費者による財貨やサービスの消費であり、消費税の課税対象となるのであるが、人の命に関わるものにまで消費税をかけるには政策上好ましくない、との考えから課税をしないということになった。ただしこの政策的配慮のおかげで結果として様々な問題が生じてしまっている。

4.2 非課税取引は「非課税」か？

「課税」は消費税が課税され負担が発生するものである。この点誤解は生じない。それでは「免税」「非課税」「不課税」は消費税が課税されないのか？ 負担は発生しないのか？ この問いに対して「免税」「不課税」ならばその通り消費税は課税されず税負担も生じない。しかし「非課税」に関して言えばそうではない。3.4で見た通り「非課税」は消費税が課税されないことになっているし実際に課税されていないように見えはするが税負担は発生している。「負担が発生していない」はずなのにかなりの負担が発生している点からして随分とたちが悪い、と言わざるを得ない。

「広辞苑第五版」によると、「免税」とは「租税の納付義務を免除すること。免租。」とある。「非課税」とは「税金がかからないこと。課税の対象にならないこと。」とある。「不課税」は載っていない。しかし一般的な日本語の響きとしては「免」も「非」も「不」も同じような意味合いで用いられ、これに別々の意味を持たせるのは、強制法規である税法としては如何なものだろうと疑問を抱かざるを得ない。

4.3 非課税取引における控除対象税額

3.4の図6で見た非課税取引をもう一度検討してみる。

当社Aの納付する消費税はなぜ $0-56=\triangle 56$ ではないのか？ 実は消費税の納税額の計算は「課税売上に係る消費税額マイナス課税仕入に係る消費税額」ではなく、「課税売上に係る消費税額マイナス課税売上に対応する課税仕入に係る消費税額」である⁴。

何やら禅問答のようではあるが、要は「あなたの会社が非課税売上なんてものをすれば、仕入時に消費税を払っていても、あなたの会社自身が消費者の立場になってその消費税の負担をしなさい」ということである。

だから当社 A の納税する消費税は、0 から課税売上に対応する（0 パーセント）課税仕入に係る消費税 $56 \times 0\%$ である 0 を差し引いて 0 となるのである。仕入先に支払った消費税 56 は当社自らの消費税計算において控除されず当社の負担になる。これを「控除対象外消費税」と呼んでいる⁵。

本来消費税負担が予定されない事業者の事実上の負担となる控除対象外消費税の存在は、事業者の営業経費として経営成績にマイナスの効果をもたらす。利益の確保を至上命題とする企業活動としては、何とか売上金額の上乗せによって控除対象外消費税のマイナス効果を薄めるように努めることは当然のことである。結果として、消費者が非課税取引によって「税がないはずなのに、知らない間に税負担をさせられている」というような状況に陥ってしまっている。

また、図 8 の設例のように当社 A の売上のうち課税取引が 50%、非課税取引が 50% だとすると、納税する消費税は $40 - 56 \times 50\% = 12$ となる。仕入先 B による消費税納税は 56 であり国庫に納付される消費税は計 68 である。最終消費者が負担した消費税は 40 であり最終消費者の負担額を超える国庫への納付額 28 が発生する。この 28 は控除対象外消費税となって当社 A の経営成績にマイナス効果を及ぼすことになる。

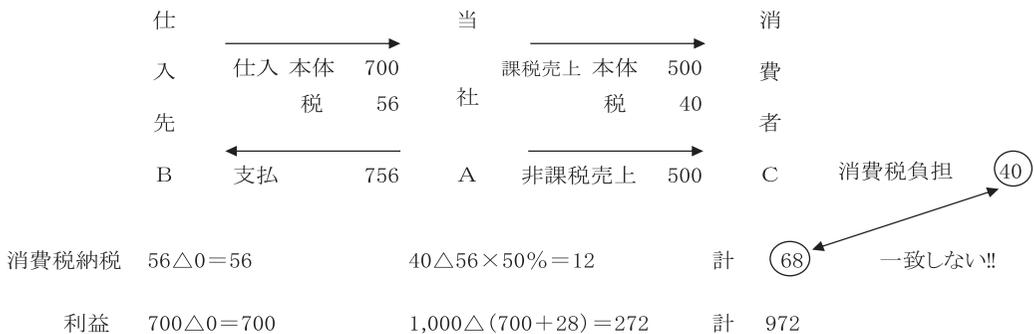


図 8 負担と納税：課税取引と非課税取引

4.4 学校法人 P は U 株式会社の授業料より安い？

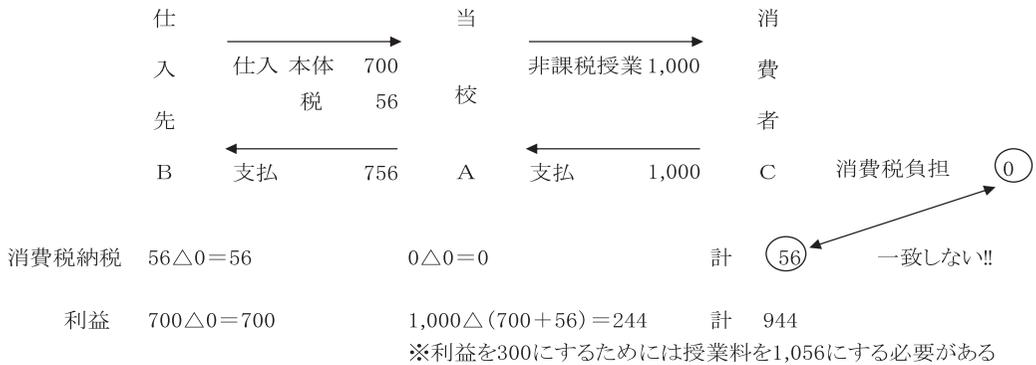
本学ビジネス学部には簿記や会計に興味を持って熱心に勉強している学生が多く、大変喜ばしいことである。そのような学生が更に税理士や公認会計士を目指すとなればやはり専門学校に通って勉強することが時間的にもコスト的にも合理的であろうと思う。

多くの試験合格者を輩出する素晴らしい学校はいくつもあるが、実名では差しさわりがあるといけないのでここでは架空の学校として学校法人 P と U 株式会社の 2 校に登場してもらうことにする。その両校の消費税法講義で「ジョーク」として語られる一節があるという。

学校法人 P は「うちの授業料は消費税非課税ですから U さんのところよりは安いですよ」

と言い、U株式会社は「確かにそうかも知れませんが、うちの授業料はPさんのところより消費税相当額の8%も高いなんてことはありませんよ」と反論するらしい。両校の受講生ともに、この「価格のからくり」の意味するところを十分に理解して、専門家ではない一般の人に上手く説明できるようにならなければ、税理士試験消費税法の合格は覚束ない、とそのジョークは続く。かつてとある学校法人の専門学校で消費税法講座を受講して消費税法試験に臨んだ経験のある筆者もこの手の「ジョーク」を講義で何度も聞いたことがあるし、消費税法の内容のうち非課税規定の理解が特に難しいことも実感していた。

学校法人P



U株式会社

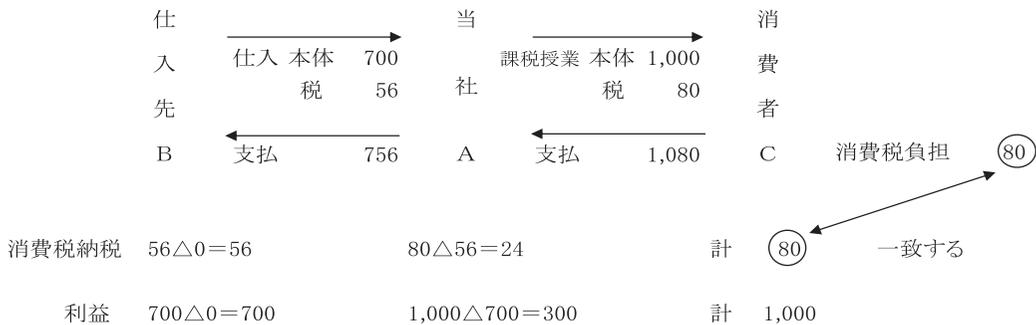


図9 負担と納税：学校法人PとU株式会社

両校ともにその消費税講座は、国内において、事業者が事業として、対価を得て行う、資産の譲渡等、であるが、学校法人Pの行う講座は「非課税取引」に該当し、U株式会社の行う講座は「課税取引」に該当する。Pの受講料には別途消費税を徴収することはできないが、Uの受講料には本体の受講料に8%の消費税を堂々と上乗せ請求できる。

勿論価格の設定は原価構成やサービス内容そのほかの要因によって変わってくるものであるが、現在のような価格競争社会においては、同じような商品に対しては同じような価格が付されるだろう、という前提を置いた場合には、「消費税非課税取引」と「消費税課税取引」が並列しているならば消費税課税取引の方が消費税相当額、現在なら8%価格が高いのではない

か、例えば学校法人Pのある講座の受講料が1,000（非課税につき税なし）ならば、U株式会社の同じような講座は1,080（1,000+税80）くらいではないかと想定するのすごく自然なことである。

しかし、原価その他のコストが「全く同じ」と仮定した場合で、販売価格が消費税相当額だけ違っているなら「非課税取引」を行う学校の利益の方が「控除対象外消費税」分だけ少なくなってしまうことになる。

この設例ならば、同じ利益を確保するという観点からの、U株式会社の価格1,080に対応する学校法人Pの「等価」は1,000ではなくて1,056ということになる。

このように「政策的配慮に基づいて」導入された非課税規定は、事業者が無理な企業努力を強いる結果となっている面は否めない。

5. 意図的な課税回避

5.1 課税回避を誘発する？

上記4.3で述べたように非課税取引を売上にする事業者にとって、本来は負担することのないはずの消費税を事業経費として負担しなければならないこともある。税金の世界では、何とか法律の抜け道を探して非合法とは言えないまでも脱法ではないかと思われるような取引をする者もしばしば現れる。ここで紹介する課税回避スキームと言われるものは、多くの他の課税回避に比べれば気持ちとしては理解できないこともない。本来負担する筋合いではないものを押し付けられそうになり、その負担を避けるという言い訳が通用しそうだからである。

5.2 自動販売機スキーム

住宅の貸付は消費税非課税の取引である。したがって賃貸住宅経営をしている事業者は、その賃貸用のアパートを新築購入した場合など、多額の消費税をその購入代金とともに支払っていても、そのアパート購入は「非課税売上に対応する課税仕入」に該当し、支払った消費税を

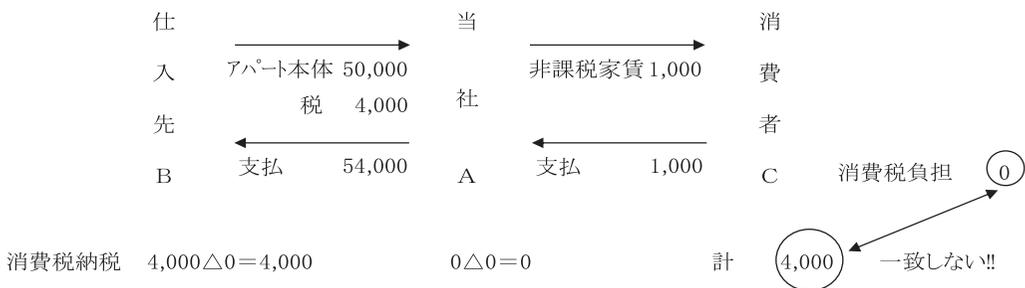


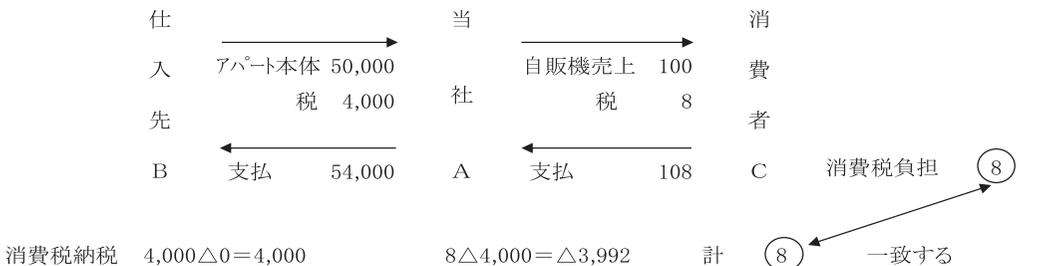
図10 アパート購入年度の消費税

自らの消費税申告計算において控除できない、つまり自己の負担とせざるを得ない、ことになる。そこでかつて一部のコンサルタント会社などが事業者を盛んにけしかけて行かせたのがこの「自動販売機スキーム」と言われるものである。

第1期にアパート建物を本体50,000で購入し、消費者Cから1,000の家賃を受けるとする。当社Aの消費税としての国庫への納税は、 $0 - 4,000 = \triangle 4,000$ 、ではなく $0 - 4,000 \times 0\% = 0$ である。当社Aにアパート建物を販売した仕入先Bの1年間の活動がこれだけであったと仮定したならば、Bの消費税としての納税は4,000である。消費税はAにより0、Bにより4,000の計4,000が国庫に納められることになる。消費者Cの負担した消費税は0であるから、負担がないはずの消費税4,000が国庫に納付されたことになる。これは本来消費税の負担者ではない当社Aが「控除対象外消費税」として自らの負担とせざるを得ない金額である。

これではいくら何でも多額のいわれのない消費税を押し付けられることになり、かといってアパートの家賃を値上げして控除対象外消費税の回収を企てようにも金額的に大きすぎてとても間に合うものでもない。「なんで住宅の貸付を非課税にしたのだ！ 課税のままだったら入居者から消費税も取れるし、アパート建物購入時に仕入先に支払った消費税相当額もすべて自分の消費税計算において控除できるし、控除対象外消費税などという訳のわからない費用が発生することもなかったのに⁶。」との嘆きの声が聞こえてきそうである。そこに「自動販売機スキーム」が忍び寄る余地がある。

第1期



第2期

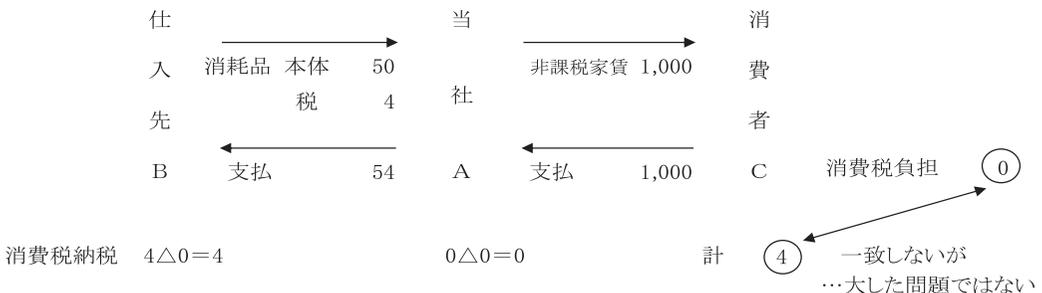


図11 自動販売機スキーム

それでは「自動販売機スキーム」とはどのようなものか？ 第1期にアパートを購入するがその年度には入居者を入れず、そのアパートに自動販売機を1台設置して飲料水などを販売する⁷。そうすると、その年度は「課税売上割合100%」となるため、アパートの購入にかかる消費税をすべて控除できてしまう。そして第2期以降にアパートに入居者を入れ非課税売上が発生するが、その第2期以降は大した設備等の購入もないため控除できない課税仕入に係る消費税があっても気にしない、というものである。具体的には以下の通り。

第1期において、当社Aは仕入先Bからアパート建物を本体50,000で購入し、一般消費者Cに自動販売機により清涼飲料水を本体100で販売する。Aの消費税としての国庫への納税は $8-4,000=\triangle 3,992$ 、すなわち3,992の還付を受ける。Bにより4,000の消費税が納付され計8の消費税が国庫に納入される。消費者Cの消費税負担額8と国庫への納税額は一致する。

第2期において、当社は仕入先Bより本体50の消耗品を購入し、アパートの入居者から非課税の家賃1,000の支払を受ける。Aの消費税としての国庫への納税は $0-4\times 0\%=0$ である。Bにより4の消費税が納税され計4の消費税が国庫に納付される。Cの家賃は非課税でありCの消費税負担は0であるが国庫への納税は4である。これはAの控除対象外消費税としてAの負担となるが、わずかな金額であってAにとっては大した問題ではないかな、といったところになる。

5.3 抑え込まれたスキーム

5.2のスキームは、確かに「極めてずい課税回避」に見えるかもしれない。非課税売上に対応し控除対象外消費税として事業者の負担となることが明々白々であるアパート購入時に支払った消費税を、アパートを購入した年度には「自動販売機によるわずかな課税売上」のみを発生させることにより控除対象外消費税すなわち事業者の負担となることを無理やり回避するスキームだからである。消費税法の規定には直接違反している訳ではないために、課税当局としてはこのスキームを課税漏れとして摘発することはできなかったようである。

しかしながら、数年前から「調整対象固定資産に係る仕入控除税額の調整」という改正などが施され一定の高額資産に関する控除対象消費税額算定については3年間平均の課税売上割合を使用するなどに変更された⁸。この改正によりアパート購入にかかる仕入時の消費税はほとんどが控除対象外消費税となり、この「自動販売機スキーム」は現在見かけることもなくなった。確かにずい課税回避スキームとは言え、本来負担するいわれのない消費税負担を回避するこのスキームは、多くの実務家からの同情を集める余地もあるような作戦ではあった。

6. 社会保険診療に対する非課税

6.1 非課税導入の背景

社会保険診療に対する非課税は消費税導入時、国民の命に関わるものにまで税金をかけるのか、との批判の声に配慮して導入された、と言われている。当時は日本医師会が非課税を求めた政治闘争を続けて勝ち取ったものである。

ただ日本医師会はその当時必ずしも付加価値税の性質を持つ消費税における非課税の意味、すなわちゼロ税率と非課税の違いを熟知していたとは限らない⁹。というよりも、当時ゼロ税率と非課税の違いを理解していた人が、立法担当者以外、わが国に何人いたことだろう。

日本医師会は現在この「非課税規定」そのものが医療機関の経営を圧迫していると訴えている。

6.2 医療機関の「控除対象外消費税」問題

国民皆保険制度が確立されているわが国においては、国民はどれか一つの公的医療保険に加入し、毎月保険料を支払っている。医療機関で診療を受けた際には原則として診療代金は公的医療保険の運営主体である保険者から7割、患者本人から3割の支払を受ける。患者本人の窓口負担が一定金額を超えたときには、患者は保険者より償還を受けることができる。

公的医療保険の診療報酬は厚生労働省が告示した方式に従って計算され各医療機関が自由に設定することはできない。

厚生労働省は消費税非課税により発生すると見込まれる控除対象外消費税を賄うために、消費税導入時の平成元年、5%への引き上げ時である平成9年、8%への引き上げ時である平成26年に診療報酬の上乗せ措置を採ったとしている。しかしながら日本医師会によると、診療収入に対する控除対象外仕入税額の割合は税率8%の場合3.64%であり、平成26年度の診療報酬改定を含めて考慮しても、0.62%（医療機関全体で年間約2,560億円に相当する）に関しては診療報酬に上乗せされていない状態であるため医療機関のコストになっている、とのことである¹⁰。

いずれにしても公的医療保険、患者の窓口負担、医療機関のコストそれぞれに、非課税により発生する目に見えない消費税負担が発生していることは間違いない。

6.3 控除対象外消費税をめぐる裁判例

医療機関の控除対象外消費税問題が争われた事例として神戸地裁平成24年11月27日判決の事件がある。

原告（医療法人）は収益の大半を消費税非課税となる社会保険診療が占めており、したがっ

て仕入に係る消費税を自らの消費税申告において控除できず控除対象外消費税が発生する。また社会保険診療報酬は公定価格であって自由には決められず控除対象外消費税を売上金額増加により回収することはできない。そこで消費税法の規定に違反して仕入に係る消費税を本来なら控除できないにもかかわらず控除対象消費税として申告した。

被告（課税庁）は消費税法の規定に違反しているとして控除対象外消費税相当額の控除を認めず追徴課税を行ったところ、控除不能となった税額の負担を原告に強いる消費税法の仕組みそのものが憲法14条1項（法の下での平等）に違反しているとして提訴されたものである。

判決では原告の訴えは退けられ、その理由として①消費税の仕入税額控除制度は、「税負担の累積防止」という計算技術的なものであり、消費税法では仕入税額を「事業者が負担しないもの」とは規定していない、②医療法人と一般企業では確かに転嫁方法の区別が生じているが、診療報酬改定により一定の考慮がなされているため立法裁量として許容できる範囲である、などと述べている。つまり現行の非課税制度は違憲ではなく控除対象外消費税の発生それ自体は問題ではない、と判断された。

7. 制度改正の私案

消費税非課税規定に対して、それではどのような制度改正を行えば良いか？ 私なりの私案を示してみる。

消費税の非課税規定は、消費者の税負担がないように見える一方で、事業者に事実上の税負担を押し付けている。仮に全額非課税売上の事業者で、控除対象外消費税が発生する課税仕入が売上の半額であると仮定した場合、消費税が3%の時に1.5%、消費税が5%の時には2.5%、消費税が8%の時には4%、消費税10%になれば5%もの対売上金額比としての税負担を課されることになる。現在多くの事業者の利益率から考えたならば、数%の目に見えない消費税相当額の負担は利益のすべてを充てる結果となりかねない。そこで事業者はその損失を回収し利益を確保するために販売価格を値上げせざるを得ず、結果として消費者も「目に見えない」消費税負担を強いられ得ることは既に述べた。

いずれにしても法律上の負担者や一般認識上の負担者と、実際の負担者が異なっていることは税制の信頼という観点からは決して好ましいこととは言えないだろう。

それではどのように解決すれば良いであろうか。7.1 または7.2 に示す方法が考えられるが筆者としてはその2案を組み合わせた7.3 が最もふさわしいと考える。

7.1 免税（ゼロ税率課税）とする

消費税の非課税規定は、事業者や消費者の目に見えない税負担の発生が問題となっている。この目に見えない消費税をなくしてしまえば問題は解決する。そのために免税取引、つまりゼロ税率での課税とすることを提案する。免税取引は、事業者が輸取出引を行う場合に適用され

る。財貨を輸出するという事は国内においては消費が起らないことを理由として、また国内産品の国際競争力を高める目的で、輸出をする物品には輸出時には消費税が課されていない状態にする仕掛けが施されている。そのため事業者は自らの消費税申告計算において、売上に係る消費税0から仕入に係る消費税をすべて控除でき、輸出物品に累積された消費税の還付を受けることによって輸出物品から消費税を取り除くことができるようになっている。

非課税として税を課しないと宣言する以上は消費者のところに届くまでの財貨やサービスに乗せられた税をすべて取り除くべきである。そのためには現在の免税取引と同様にゼロ税率課税として仕入に係る消費税を事業者の消費税申告計算においてすべて控除して事業者の負担を排し、消費者への負担の転嫁も起らないようにするべきである。

ただしゼロ税率課税にするのは税収の減少につながることから財政当局は当然に反対することであろう。しかしながらこの減少するだろう税収こそが、現在控除対象外消費税として事業者が負担を強いられ、また消費者にも負担が及ぶ「目に見えない」消費税そのものである。財政当局は免税措置に変更することによる消費税収減を心配するならば、必要な財源を確保するために正面から堂々と税率アップを国民に訴えるべきであろう。

7.2 非課税ではなく課税とし、必要に応じて給付付き税額控除制度を導入する

消費税は国内における財貨やサービスの消費に対して広く、公平な負担を求めるのが理念であるならば、人為的な「政策的配慮」は極力排するべきである。政策的な配慮をした結果税負担がないように見えて実は税負担があるというのは尚更不親切だと言わざるを得ない。

それならば一層人為的な操作をやめて原則通り通常税率での課税とすることを提案する。

その上で配慮すべき社会的弱者に対しては「給付付き税額控除¹⁾」を導入して保護をはかるべきである。

7.3 性格上課税対象とならないものは免税に、政策的配慮に基づくものは課税プラス給付付き税額控除

4で述べたように現行の消費税非課税規定は大きく分けて2つある。一つ目は「そもそも消費とはされないものであって、性格上課税対象とならないもの」であり、いまひとつは「消費されるものであり本来課税対象となるべきところ、政策的配慮に基づき課税を遠慮しているもの」である。両者の間には本質的な違いがあり消費税に関して同列に論ずることも無理があると言って良い。

前者については免税（ゼロ税率課税）として消費者の手元に届くときには税がかかっていない状態にするべきことを提案する。

後者は消費税の課税の前提を満たしているために課税とし、税の公平感を高めるために軽減税率ではなく、標準税率での課税を目指すべきことを提案する。その上で社会的弱者に配慮す

るという観点で、「給付付き税額控除」制度を導入して保護をはかるべきである。

8. まとめ

消費税は常に政治的な駆け引きに晒されながら今やわが国にとっては必要不可欠な税制となり、その存在そのものに異を唱える声は極めて少数となっている。

少子高齢化が進むわが国では、消費税についてはいつ、どのくらい引き上げるかが今後も常に政治課題として上がってこよう。

そもそも消費税は、事業者が負担するものではないし不当利得を得るものでもない。消費者が負担した税相当額が過不足なく国庫に納められるように、消費税によって事業者が「得」にも「損」にもならないように、より適正な制度に変えるべき提言をしていくのが我々税に携わる者の使命であると考えている。

注

- 1 消費税8%と言うのは、正確に言えば国税である消費税6.3%と地方税である地方消費税1.7%の合計であり「消費税等」と称すべきところ、本論では消費税8%として論を進めることにする。平成31年10月から実施が予定されている改正法では、標準税率10%は消費税7.8%と地方消費税2.2%の合計、軽減税率8%は消費税6.24%地方消費税1.76%の合計である。なお改元後の表示年は新元号に読み替えることになる。
- 2 「不課税」は「課税対象外」とも言う。
- 3 「不課税」取引として、例えば事業者が保険金を受け取る行為などがある。
- 4 課税売上に係る消費税額からマイナスする金額の計算方法は実際にはかなり複雑ではあるが、本論においては「課税仕入に係る消費税額×課税売上割合（課税売上非課税売上合計に占める課税売上の割合）」として計算している。
- 5 「控除対象外消費税」は「損税」とも言う。
- 6 消費税導入時の平成元年4月の段階では、住宅の貸付は非課税取引ではなく課税取引とされていた。その後の改正により平成3年10月から「政策的配慮に基づき」住宅の貸付は非課税取引となった。
- 7 資本金1,000万円以上の法人などを除き一般的には設立第1期は「免税事業者」となり消費税の申告納税を行わないが、あえて「課税事業者」を選択することによって消費税の還付を受けられる状況を作り出すことがこのスキーム上必要となる。
- 8 この他にも様々な課税回避対策が順次採られている。後になって課税回避対策が採られる、ということは対策が採られる前は税法の「抜け穴」が存在していたということである。
- 9 浅井. (2016)、15頁
- 10 浅井. (2016)、14頁
- 11 所得税の納税者に対して税額控除を行い、税額控除しきれない者や所得が課税最低限以下の者に

対して給付を行うといった税額控除と給付を組み合わせた制度。現在わが国では採用されていないが類似の制度を持つ諸外国もいくつかある。

参考文献

- 金子宏. (2017). 租税法第22版, 弘文堂
- 吉沢浩二郎. (2018). 図説 日本の税制 平成30年度版, 財経詳報社
- 三宮修. (2018). 図解 消費税 平成30年版, (一財)大蔵財務協会
- 糟谷修. (2009). 消費税免税事業者に関する問題点, 愛知淑徳大学論集―ビジネス学部・ビジネス研究科編―第5号
- 鈴木義充. (2013). 医療支出に対する課税について, 生駒経済論叢第11巻第2号
- 金原俊輔. (2014). 消費税の課税に関する一考察―社会保険診療に対する非課税措置といわゆる「損税」について―, 租税資料館賞第23回入賞作品
- 浅井佐紀子. (2016). 医療機関の控除対象外消費税に関する一考察, 租税資料館賞第25回入賞作品
- 日本医師会. (2013). 今こそ考えよう医療における消費税問題―第2版―, 日本医師会
- 今村聡. (2017). 医療界の控除対象外消費税問題の抜本的解決に向けて, 日本医師会 (一社)日税連税法データベース, TAINSコードZ262-12097, (30.10.15最終確認)